

年金事務所段階における年金記録の訂正の現状と厚生年金特例法について

1 職権訂正の実施と現状

(1) 職権訂正の対象

第三者委員会が設置されて以来、年金記録に関する確認の申立ては第三者委員会において調査審議されてきた。

しかし、申立てのより迅速な処理を進める必要があることに鑑み、第三者委員会送付前の年金事務所（旧社会保険事務所）段階において処理を進めるために、第三者委員会においてこれまでに集積したあっせん事案を踏まえ、定型的に処理しやすい事例を類型化して取りまとめ、厚生労働省（旧社会保険庁）では、このような定型的に処理しやすい事例については、記録訂正の迅速化を図るために、第三者委員会に送付せず、年金事務所（旧社会保険事務所）において訂正を行う（職権訂正）こととした。

これまでに、国民年金・厚生年金（遡及訂正事案）・脱退手当金のそれぞれについて、2 度にわたって職権訂正基準が設けられている。

○国民年金（平成 20 年 4 月 28 日、平成 21 年 12 月 25 日）

○厚生年金（遡及訂正事案）（平成 20 年 12 月 25 日、平成 21 年 12 月 10 日）

○脱退手当金（平成 21 年 12 月 25 日、平成 22 年 4 月 30 日）

（※日付は、年金局（旧社会保険庁）の通知発出日）

（職権訂正の対象事案については、別紙参照）。

(2) 年金事務所段階における職権による記録訂正件数

（平成 22 年 12 月 14 日厚生労働省年金記録回復委員会における日本年金機構提出資料より）

平成 22 年 10 月末の累計 3,164 件

内訳：国民年金関係	1,177 件
厚生年金（遡及訂正事案）関係	1,944 件
脱退手当金関係	43 件

2 厚生年金事案の職権訂正と厚年特例法

厚生年金事案については、現在のところ、不適正な遡及訂正処理が行われた可能性がある事案についてのみ、職権訂正基準が設けられ、年金事務所段階での記録訂正が行われている。

厚生年金特例法事案については、厚年特例法が、年金記録確認第三者委員会の意見を受けて、申立事案の記録訂正を行うことと定めているため、現段階では、厚生年金特例法対象事案に係る年金事務所段階での年金記録の職権訂正は行われていない。

現在実施されている職権訂正基準の内容

(1) 国民年金

[平成20年4月28日基準]

- 申立内容に対応した確定申告書(控)、家計簿又は預貯金通帳若しくは金融機関の出金記録がある場合
- 申立期間が1年以下であって(現年度納付に限る)、他に未納がなく、かつ、配偶者等が納付済みであるなどの事情がある場合
 - ※ ただし、制度や記録等により、納付が困難な状況にあったと確認される申立ての場合や、平成9年1月以降の納付についての申立ての場合は除く。

[平成21年12月25日基準]

- 申立期間が1年以下であって(現年度・過年度納付を問わず)、他に未納がなく、かつ、申立期間の前後の期間が納付済みなどの事情がある場合
- 申立期間が2年以下であって(現年度・過年度納付を問わず)、他に未納がなく、かつ、申立期間の前後の期間が納付済みであり、かつ、配偶者等が納付済みであるなどの事情がある場合
 - ※ ただし、制度や記録等により、納付が困難な状況にあったと確認される申立ての場合や、平成9年1月以降の納付についての申立ての場合等は除く。

(2) 厚生年金(遡及訂正事案)

[平成20年12月25日基準]

- 申立内容に対応する給与実態や勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日(全喪日)以降に、遡及して申立人の標準報酬月額や資格喪失日等の記録が訂正されている場合
 - ※ ただし、申立人が法人の役員である場合、記録の訂正が事実即したものである可能性が確認できる場合、申立人が事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、それに同意していた場合、申立期間の中に上記に該当しない期間が含まれている場合等は除く。
- 上記により年金記録の訂正を行った場合に、同一事業所に同一時期に勤務していた者の申立ての場合

[平成21年12月10日基準]

- 不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた下記の3条件(注)のすべてに該当する約6万9千件の記録に係る従業員に関する記録で、上記に該当する場合のほか、申立人等への調査及び社会保険事務所の書類の調査を行った結果、事実と反する記録訂正が行われたと推認させる一定の

事実等がある場合。

(注) 不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた3条件

①標準報酬月額を引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。

②5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

③6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

- 上記により年金記録の訂正を行った場合に、同一事業所に同一時期に勤務していた者の申立ての場合

(3) 脱退手当金

[平成21年12月25日基準]

- 婚姻等による改姓後6か月を超えて支給決定されているが、被保険者名簿等は旧姓表示のままとなっており、かつ、支給決定当時又は支給決定後間もなく国民年金等に加入し、保険料を納付している場合
- 申立人が所持する被保険者証に脱退手当金を支給したことを示す表示がない場合
- 異なる記号番号により管理されていた複数の被保険者期間を対象として脱退手当金の支給決定がなされているにもかかわらず、これらの複数の記号番号の重複取消処理が行われていない場合
- 脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、一定年齢未満の男性には脱退手当金の受給権がないにもかかわらず、当時、当該一定年齢未満であった申立人の被保険者記録の性別が男性とされている場合

※ 年金事務所において、脱退手当金が支給されたことをうかがわせる書類等が確認できる場合や、申立人が、脱退手当金の算定基礎とされている期間の一部について脱退手当金を受給したことを認めている場合等は除く

[平成22年4月30日基準]

- 脱退手当金の支給日より前に、脱退手当金の算定対象となっていない被保険者期間があり、かつ、当該期間と、脱退手当金の算定対象となっている期間が、支給決定当時、同じ記号番号で管理されていた場合
- 脱退手当金の支給日より前に、脱退手当金の算定対象となっていない被保険者期間があり、当該期間と、脱退手当金の算定対象となっている期間が、支給決定当時、異なる記号番号で管理されており、かつ、脱退手当金支給日以後1年以内に、国民年金等に加入し、保険料を納付している場合であって、脱退手当金支給日が昭和36年11月1日以後である場合

※ 年金事務所において、脱退手当金が支給されたことをうかがわせる書類等が確認できる場合や、申立人が、脱退手当金の算定基礎とされている期間の一部について脱退手当金を受給したことを認めている場合等は除く

【参考】

○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年12月19日法律第131号）（抄）

第1条 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関であつて年金記録に関する事項の調査審議を専門的に行うものの調査審議の結果として、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条に規定する事業主が、同法第84条第1項又は第2項の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る同法第82条第2項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合（当該保険料（以下「未納保険料」という。）を徴収する権利が時効によって消滅する前に同法第27条の規定による届出又は同法第31条第1項の規定による確認の請求があつた場合を除き、未納保険料を徴収する権利が時効によって消滅している場合に限る。）に該当するとの当該機関の意見があつた場合には、厚生労働大臣は、当該意見を尊重し、遅滞なく、未納保険料に係る期間を有する者（以下「特例対象者」という。）に係る同法の規定による被保険者の資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬月額若しくは標準賞与額の改定若しくは決定（以下この条及び次条において「確認等」という。）を行うものとする。ただし、特例対象者が、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であつたと認められる場合には、この限りでない。

2 厚生労働大臣は、特例対象者に係る確認等を行ったときは、厚生年金保険法第28条の規定により記録した事項の訂正を行うものとする。

3 前項の訂正が行われた場合における厚生年金保険法第75条ただし書の規定（他の法令において引用し、又は準用する場合を含む。）の適用については、未納保険料を徴収する権利が時効によって消滅する前に同法第27条の規定による届出があつたものとし、厚生労働大臣が確認等を行った特例対象者の厚生年金保険の被保険者であつた期間について同法による保険給付（これに相当する給付を含む。以下同じ。）を行うものとする。

4～7 （略）